

意見書案第 1 号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	成 田 龍 二
賛成者	同	安 藤 多恵子
同	同	畑 井 陽 子
同	同	上 田 博 之
同	同	福 田 久美子
同	同	越 川 好 昭

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として令和５年１０月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書（インボイス）等を発行してもらう必要がある。つまり、税負担増加分の負担について事業者間で調整が必要となる。年間売上額１，０００万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められると、インボイスの発行のために課税事業者になる必要があるが、消費税の申告・納付が義務づけられるため、税負担に加え、事務の負担をも負うこととなる。また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの値下げ要求や取引排除の懸念が指摘されてきた。

施行から１年が経過したが、小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が噴出している。インボイスのない経費とは、主に人件費と免税事業者への支出である。適正な利益が取れない小規模事業者の人件費に税を課すことになるので、結果として、消費税納付のための借入れや廃業、希望を失ってしまうとの声も上がっている。

令和５年９月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体を中心となって集めたインボイス制度の反対署名約５４万筆が当時の岸田文雄首相あてに手渡されている。

消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など多岐にわたるが、これらの人々が廃業すると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び、多くの国民の不利益につながる。インボイス導入後の小規模事業者等の経営を取り巻く環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置は不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化に資する具体的な対策が必要である。

よって、国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月２１日

綾瀬市議会議長 古 市 正

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 経済産業大臣
内閣官房長官 経済財政政策担当大臣 あて

(提案理由)

中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。